

平成29年9月19日

災害救助法適用地域の特別取扱いについて

このたびの災害により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、下記相談窓口にてご契約者様からのお問い合わせ、ご相談などを承っておりますのでご案内申し上げます。また、災害救助法適用地域のご契約者様を対象に、下記の特別処置を実施いたします。

これらの処置の適用をご希望のお客様は、下記相談窓口までお申し出ください。

記

<災害救助法適用地域の特別処置について>

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料の払込を猶予する期間を6ヶ月延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

3. 今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。 法適用日	災害救助法適用市町村	備考
9月17日	【大分県】 佐伯市 (さいきし)	平成29年台風第18号により、住家に多数の被害が生じたため、大分県は2市に災害救助法の適用を決定した。 ※災害救助法施行令 第1条 第1項 第1号適用
9月17日	津久見市 (つくみし)	

以上

エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社

お客様連絡先

0120-977-856